我孫子町報

千葉県我孫子町
我孫子２０６１
我孫子町役場
ＴＥＬ アビコ 42 142 242
編集発行責任者 今井彰三

町の財政

順調な収税は 納税組合の効果

地方自治法第二四三条第一項並に我孫子町財政事情の作成及び公表に関する条例に基き、昭和三十三年二月一日現在をもって我孫子町における財政の事情を左記のとおり公表いたします。

昭和三十二年度 我孫子町歳入歳出状況

（一）歳入（第一表）財政運営の根幹である才入の状況は第一表に示すとおりでありますが、その実績は概ね順調であり特に町税については納税組合の積極的なる御協力により昨年同期に比し今期の収納状況は実に目覚しいものがあり、今後共その実績向上に特段の御協力をお願いする次第であります。次に地方交付税は昨秋交付額が決定し調定額に対し全額収納済となっている。又公営企業及び財産収入を以下各款の収納状況は即時調定である関係上調定に対しては一〇〇％の収入歩合を示しているが予算に対しては四〇％乃至八〇％であり良好とはいい難い状態にあるも国県支出金、起債等は年度末収入の見込にあり逐次予定額収納の段階にあるも才入合計七〇、九七六千円は予算に対して七五％調定に対して八一％であり年度末決算を控え財政の運営は概ね適正なる現況下にある。

（二）歳出（第二表）

歳出は歳入の状況に応じ支出がなされている段階にあり、才入の上昇に伴い各種事業の推進を図り合併第三年度の事業効果を挙げるべく各所管課において鋭意努力しつゝある段階にして支出済額六五八五二千円は予算現額に対して七〇％の比率を示しており事業の完成と共に逐次上昇しつつある現況である。

（三）総括表（第三表）

以上記述した才入才出の実績についてこれをとりまとめたものであります。

二住民の負担の状況（第四表）

本表は町税に対する住民の負担の状況を示したものであるが、これらの負担の状況は住民自治執行の直接原動力である。

三町有財産の状況（第五表）

本表は町有財産等の状況を示したものであり基本財産等の積立金は漸増の傾向にあり建物等も各種学校建築等により累増しつつある現況である。

四公債の状況（第六表）

本表は本町における長期債の現在高及び元金、利子の償還状況を示したものであり、教育施設等による起債が大半を占めており住民の年次的負担の均衡と財政調整の見地からその利用度は増加する傾向にある。

五一時借入金の状況（第七表）

本表は本町における一時借入金の現況を示したものであり財政運営の円滑を図るため借入したもので本年度に償還すべき性質のものである。各種事業の執行上現状の推移から見て止むを得ぬ措置であると思われる。

改製される戸籍簿
夫婦と子を基準にして

ことしの一月一日は、新しい戸籍法が施行されてから、まる十年になり、法務省では、ラジオや新聞を通じて、これから変る戸籍の取扱いを、お知らせしています。戸籍制度というのは皆さんもご存知のように、人が生れてから死ぬまでの、身分関係を記録し、証明するのが目的で、すべての人間の権利と義務の基本になるものです。

新しい戸籍法の第百二十八条によると「新法施行後十年を経過したときは、旧法の規定による戸籍は命令の定めるところにより、新法によって改製しなければならない」ことになっており、これまでの戸籍を、「夫婦及び独身の子」だけに、分解しなければならなくなりました。

この改製は、昭和三十三年度から昭和三十五年度までに行われますが、どのように改製されるか、旧法と新法の相違から説明してみましょう。

◇　◇　◇

旧民法では、幾組かの親子、夫婦、兄弟が分家しない限り一つの「家」を構成し、その家には家長としての戸主がおり、強い権限をもっていました、また「家」の維持と存続がとくに重くみられたために、家族の意志はしばしば、ギセイにされ、例えば家族の結婚は戸主の同意が必要であったのです。これが現在のようなかたちに、改められたのは、昭和二十三年一月で、憲法改正に伴う新民法はこの「家族制度」を根本的に改め、戸主権と家督相続を廃止し、財産は、男女、年令の別なく同順位均分制とし、戸籍も三代（祖父母、父母、子）以上の同一戸籍を禁止、夫婦の独身の子を基準とした、小さい範囲の親族共同体に改められました。

◇　◇　◇

次に改製（分家）の一例をあげてみましょう。

夫　山野太郎
母　ハナ
妻　愛子
弟　次郎
妹　和子
長男　三郎

この場合、母ハナ、夫太郎、と妻及び弟妹、長男三郎の三代戸籍ですから、ハナとその子でまだ結婚しない次郎、和子の三人を、一戸籍にし、二つの戸籍に分けることになります。

……以上のことから、また、その外のことがらについて、もし疑問がありましたら、ご問合せ下さい。

（戸籍係）

乳児妊婦の一齊検診

一、対象者　乳児妊婦の一齊検診

乳児は昭和三十二年二月一日生れより昭和三十三年一月三十一日生れまで。

妊婦に対しては妊娠していると思われる者全員

二、日時及び場所

三月十二日　興陽寺　午後一時～三時（乳児）
三月十三日　興陽寺　午後一時～三時（乳児）
三月十四日　興陽寺　午後二時～四時（妊婦）
三月十七日　湖北小学校　午後一時～三時（妊乳）
三月十八日　布佐小学校　午後一時～三時（妊乳）

三料金

乳児は無料、妊婦は検尿検血を行うものは検尿料五円、検血料三十五円

第七表　一時借入金の状況
昭和33年2月1日現在

借入先	現在高	備考
千葉県市町村職員恩給組合	5,000,000円	
合計	5,000,000円	

第三表　総括表
昭和33年2月1日現在（単位千円）

収入済額A	70,976
支出済額B	65,852
差引A－B	5,124

第五表　町有財産の状況
昭和33年2月1日現在

基本財産	財政調整積立金	公共用設備資金	罹災救助資金	土地	建物
円	円	円	円	坪	坪
438,466	919,460	6,919	2,371	24,157.16	6,417.17

第六表　公債の状況
（昭和33年2月1日現在）

32.8.1現在 負債額（元金）	32.8.1～33.2.1償還額 元金	32.8.1～33.2.1償還額 利子	未償還額 元金	未償還額 利子
円	円	円	円	円
25,846,365	837,469	1,022,466	24,998,896	10,722,433

第一表　歳入
（単位千円）昭和33年2月1日現在

款項	予算額 A	調定額 B	収入済額 C	予算に対する収入歩合 C/A %	調定に対する収入歩合 C/B %
1、町税	64,896	65,391	49,217	76	75
2、地方交付税	9,612	9,454	9,454	98	100
3、公営企業及財産収入	12	5	5	42	100
4、分担金及負担金	1,393	630	630	45	100
5、使用料及手数料	1,939	1,562	1,562	81	100
6、国庫支出金	8,913	5,555	5,555	62	100
7、県支出金	1,540	431	431	28	100
8、寄付金	482	300	300	62	100
9、繰入金	1,000	1,000	1,000	100	100
10、繰越金	1,630	1,849	1,849	113	100
11、雑収入	1,225	973	973	79	100
12、町債	2,100	—	—	—	—
歳入合計	94,742	87,150	70,976	75	81

第四表　住民負担の状況
昭和33年2月1日現在

税種別		33.2.1現在 収入済額	住民1人当り税収入額 金額 26,049	一世帯当り税収入額 金額 5,204
		円	円	円
町税	町民税	13,361,790	512	2,565
	固定資産税	27,226,042	1,045	5,232
	自転車荷車税	1,616,719	62	311
	煙草消費税	4,621,760	177	888
	電気ガス税	2,395,433	92	460
	その他	3,000		
合計		49,210,744	1,888	9,456

備考人口（26,049）及世帯数（5,204）は昭和33年1月31日現在住民登録による。

第二表　歳出
昭和33年2月1日現在（単位千円）

	款項	予算額	充用流用増減額	予算現額 A	支出済額 B	予算現額に対する支出歩合 A/B
1	議会費	2,422	—	2,422	1,769	73%
2	役場費	30,285	324	30,609	25,772	84
3	消防費	4,084	83	4,167	2,774	67
4	土木費	7,136	—	7,153	4,341	61
5	教育費	16,434	29	16,463	10,529	64
6	社会及び労働施設費	17,840	12	17,852	11,545	65
7	保健衛生費	2,297	—	2,297	1,307	57
8	産業経済費	4,913	15	4,928	3,099	63
9	財産費	364	7	371	84	23
10	統計調査費	167	1	168	94	56
11	選挙費	419	—	419	118	28
12	公債費	2,853	—	2,853	1,495	52
13	諸支出金	4,699	187	4,886	2,925	60
14	予備費	812	△658	154		
	歳出合計	94,742		94,742	65,852	70

商工まつり　3月21日～23日

主催
あびこ町
あびこ
商工連合会

後援
千葉県
県
商工連合会

会期
3月21日―23日
会場
あびこ一小

行事
広告パレード
物産展示即売会
ちょうちん祭

行事
芸能大会
写真コンクール
生花美術展

多数御来場下さい

数など教えるより
自分のことは自分でする躾

入学準備あれこれ

この春小学校へ入学するこどもさんを、お持ちの家庭では、いろいろ入学準備のために、なにかと、心を、お使いのことと思います、そこで、今からその準備をしておいていただきたいことをいくつかとりまとめてみました。

心構え

新入学はこどもにとって楽しい期待です。しかし、団体生活に一歩をふみ出す大きな変り目でもあります、いままで家庭生活だけで過してきたこどもが急に、学校という社会生活に入るのですから当然それだけの心構えが必要です、その第一は、先生を信頼する態度です。学校は恐ろしいところ、先生は、きびしいものという先入観を与えがちな仕事をしないように気をつけなければなりません。

学校では先生と、こどもたちが遊んでいるうちに、新しい生活になじむようにしむけ、学習をおしつけたりしません。家庭でもそのつもりで明るくのびのびと元気よく学校に送り出すようにつとめて下さい。

家にばかりいるこどもさんや、人見知りのひどいこどもさんなどは、近所の子と遊ばせたり、お使いを、させたりして、今から社会的な生活にならして行くことがよいと思います。

からだの準備

入学前に受けておかなければならない予防注射には、種痘、ジフテリヤ、腸パラチフス、百日セキです、このうち、種痘とジフテリクは小学校入学前六ケ月以内に一回受けなければなりません。

からだの具合いが悪いところは今のうちに手当をしてなおして下さい、とくにトラホームや皮ふ病は、からずなおしておきたいものです。

またものをかむのに一番大切な第一大臼歯がはえるのは入学前後で同時に乳歯と永久歯のはえかわりが始まります。入学してしまうと、歯の治療もおっくうになり、手おくれになるばかりか、楽しい給食もみんなといっしょにもいただけないようにもなります、今のうちに手当を受け、歯みがきの習慣をしっかりつけておきましょう。

必要なしつけ

入学前に文字や計算をあまり無理してつめこんでおく必要はありません、次のことができれば、りっぱな一年生です。

❶自分の名前がよみかきできる
❷自分の名、住所、両親の名がはっきりいえる
❸呼ばれたら、はっきり返事ができる
❹自分のものは自分で整理できる
❺自分で用便ができ、手や顔が洗える

進学貯金

小学校、中学校、高等学校と進学するにつれて、学資もかさみます、入学記念に毎年いくらかずつでも貯金して行きましょう。

名勝古跡を尋ねて

今回は我孫子ゴルフ場を尋ねてみました。

洋風建築の表玄関、エキゾチックなクラブハウス、よく整備された広大なグリーン等が目前に展開します。

会員は約一四〇〇名ですが、この内東京人が九割以上を示めております。

又、数は少いですが、婦人会員外人会員もおります。

クラブハウスは多くの場合宿泊の出来るホテル兼用のものが多いですが、ここでは距離的に東京に近いのでホテルは兼ねていません

このクラブハウスは再建されたものですが、バンガロー風な気持のよい建物です。

週末ともなれば各種の自動車がハウスに横付けされ、色とりどりの服を着たゴルファーが十八コースに点散します。

本クラブ自慢の種は、プロ世界選出権出場連続四回という林由郎選手をここから出したことです。

この『名勝古跡を尋ねて』は皆さんの作品で毎月続ける予定ですからどしどし作品を総務課までお寄せ下さい。

採用された分には薄謝を差し上げます。

「シイタケ」「こんにゃく」の栽培農家へ
種子のあっせん

こんにゃく

山間地換金作物として、有利なこんにゃくについては、各地において栽培が盛んになりつつありこれが、栽培に要する種いもの入手希望が相当あるため、県においても、委託原種ほを設置し極力増殖に努めておりますが、到底需要を充すことが出来得ない現状であり県外産地よりのあっせんを希望する向も相当あると思われるので御希望の方は、産業課へ申込下さい。

（一）移入産地　群馬県　又は宮城県
（二）品　種　在来種
（三）其の他　現品の有無、取引価格等については現在産地に照会中

シイタケ

最近農業の多角化方式が叫ばれ栄養改善が普及されている今日シイタケ栽培は年々増加の一途を辿っている現状であり本年も原木の準備はほぼ終った事と思います本年も昨年同様森産業株式会社の純粋培養のクサビ形駒の斡旋をいたしますので希望者は左記により申込下さい。

記

一、申込期限　毎月二十日迄
二、価格　種駒一個五十七銭
　ノシ一丁一八〇円（緑打）
三、種類昨年同様SC 一三六号
　S 一〇五号
四、申込は役場産業課

電気の事故は私達の注意で防ぐ

❶電線の近くに材木などを、立てかけないようにしましょう。
❷煙突やその支え線、ラジオ、テレビのアンテナは、電線にふれないようにしましょう。
❸どんなときでも電柱に登らないようにして下さい。
❹電線がたるんだり、切れている時や、樹木の枝がさわっている時などには東京電力へお知らせ下さい。
❺ぬれた手足で、ソケットや、器具にふれないようにしましょう
❻電気七輪の空焼き、アイロンのつけ放しは、火災のもとです。
❼電灯を燃えやすいものにふれないようにしましょう。
電球の熱も、ばかにできませんスタンドを点けたまゝ眠ってしまったり障子や、ふすまに電灯を近づけることは危険です。
❽こたつの中に電気七輪を入れると発火の危険があります、安全装置のついた電気こたつを使いましょう。
❾電線の近くで凧上げはやめましょう、電線に凧がからむと断線して停電したり、時には感電して思わぬ災害を受けます、凧をとりに電柱に登ってはいけません
❿電気火災の大部分は電気器具のつけっぱなしです、外出や、ねる時は必ずスイッチを切っておきましょう。

（電気安全千葉県委員会）

確定申告の説明会と代筆会場のお知らせ

申告期限は三月十五日迄です。農業所得者については、従来通り三月一日頃から「お知らせ」額を通知すると共にその説明会並に代筆の日程を左記により地域別に開催致しますので御利用していただき計算上の誤り等を生じないようお願い致します。

「確定申告説明会場」
三月三日午前十時　布佐小学校
三月三日午前十時　湖北中学校
三月三日午後一時　我孫子第一小学校

「確定申告の代筆会場」
三月三日午後一時　布佐小学校
三月三日午後一時　湖北支所
三月七日午前十時　我孫子町役場
三月十日午前十時　同右

道路を広く使うには

道路がせまい、道路が悪いといっておりながらその道路上に商品をおいたり、自動車を一晩中駐車しておいたりする行為が未だにあるようですから左記の点に充分お注意願ってお互に道路は道路として通行しやすいようにお協力下さい

記

一、軒先の道路には商品その他交通上妨害となるような物件をおかないこと
二、立看板広告板等の屋外広告物の無許可設置及び商店等の日除け標旗等の不等な道路上突出し行為はやらないこと
三、車両主修理業者の車両放置及び路上修理作業の禁止
四、建設関係業者工場事業所等の資材類の路上放置の禁止
五、自動車の路上放置
六、飲食店、遊技場等の自転車等の路上放置（警部派出所）

農閑期を利用して家庭学校

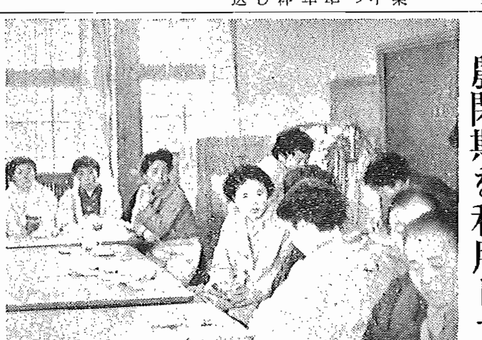

（写真は熱心に学ぶ家庭学校）

農閑期を利用して、各部落の主婦及び経営者を集めて、去る十二月四日から二月五日までの中、五日間、家庭学校を我孫子中学校で開催いたしました。

ここに集った人達は各部落の生活改善のリーダーとなり得る人達で、熱心な講議も好評裡に閉会しました、各部落での開講希望の向きは産業課へ申し出て下さい。

"豚コレラ" 鎌ケ谷村に発生

去る二月十日鎌ケ谷村南初富に豚コレラ病（家畜伝染病）が発生しました豚飼育者は移動禁止区域が決定いたしましたので御協力下さい。

移動禁止区域　鎌ケ谷村の全区域

なお詳細については産業課へお尋ね下さい。

役員改選　遺族会

去る二月二十一日、役場二階、会議室に於いて、遺族会役員が改選されました、新役員は次の通りです。

会長　山田福松
副会長　渡辺積一
名誉会長　秋田伊三郎
常務理事　花島与
理事　染谷孫蔵　染谷正治　新保衡助　須藤夏蔵　小池馨　斎藤利一　鈴木正一　臼倉セン　中野吉太郎
監事　飯塚金太郎　松下敏郎　杉山甚之助　花島撰太郎

ジフテリアの予防接種

第一期ジフテリア予防接種を次の日程で行います。該当者は昭和三十二年一月一日より六月三十日生の乳児です。

三月　五日	〃　三十一日	四月二十一日	布佐　支所
三月　六日	四月　一日	〃　二十二日	湖北小学校
三月　七日	四月　二日	〃　二十三日	興　陽　寺
三月　十七日	四月　三日	〃　二十四日	第二小学校
三月　十八日	四月　四日	〃　二十五日	第三小学校

自衛官志願案内

昭和三十三年度　第一次　募　集

一、応募資格
日本の国籍を有する心身共に強健な男子で、昭和八年六月二日から昭和十五年六月一日までの間に生れた者

二、受付期間
三月一日より四月十五日まで

三、試　験
四月二十五日（金）より五月十一日（日）まで

其の他詳細は総務課庶務係へお問合せ下さい。

春の火災予防運動

二月二十八日から三月十三日まで

早い通報　少ない被害

インフルエンザは肺炎を起し易い

インフルエンザがまた流行しています。インフルエンザの予防は、まず何よりも早目の治療と予防ワクチンの注射をすることです。

風邪だからといってばかには出来ません。

子供はよく肺炎を併発しますので気をつけましょう。